

情報通信利用環境整備推進交付金

- 超高速ブロードバンド未整備地域(残り約0.6%、約36万世帯)※のうち民間事業者による整備が見込まれない「条件不利地域」において、**地方公共団体**が光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤を整備する場合に、その**事業費の一部を補助**。

※:平成25年3月末時点

事業概要

情報通信利用環境整備推進事業:平成25年度 8億円、平成26年度予定額 5.1億円
離島海底光ファイバ等整備事業 :平成25年度(補正予算) 8億円

- 過疎地、離島等の「条件不利地域」※¹を含む地域において、**地方公共団体が光ファイバ等を整備**する場合、事業費の1/3(**離島を整備する場合は2/3※²**)を**補助**。
- 残りの2/3(離島の場合は1/3)については過疎債等を充当することが可能(過疎債を充当した場合、地方公共団体の**実質負担割合は事業費の2割(離島の場合は1割)**)。
- 地方公共団体は整備した光ファイバ等を一般的には**電気通信事業者に貸与し、電気通信事業者は貸与された光ファイバ等を用いてインターネットサービスを住民に提供**。
- **地方公共団体は貸与した光ファイバ等を利用し、公共アプリケーションサービス(災害情報告知や高齢者見守り等)を住民に提供**。(情報通信利用環境整備推進事業)

※1:過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

※2:平成25年度から補助率を引き上げ

【離島以外の場合】 ※過疎債を使用した場合、実質負担率は、
全体事業費の2割(離島は1割)

国庫補助率 1/3 市町村負担率 2/3



【離島の場合】 補助裏

国庫補助率 2/3 市町村負担率 1/3



補助裏

【イメージ図】(情報通信利用環境整備推進事業)

